

東京学芸大学附属小金井小学校校則の一部改正について

改正理由：学期について実態に則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (学期) 第7条 学年を次の3学期に分ける。 第1学期 4月1日から<u>8月の校長が定める日まで</u> 第2学期 <u>8月の校長が定める日の翌日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この校則は、令和7年11月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (学期) 第7条 学年を次の3学期に分ける。 第1学期 4月1日から<u>8月31日まで</u> 第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 〔省略〕